

(5) 各種調査票

①住民アンケート調査票

公共交通に関する利用動向調査

利用動向調査へのご協力をお願い

皆様には、日頃から公共交通をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会では、留萌管内の住民の皆様への公共交通に対するご意見をお聞きし、より良い公共交通を検討するため、公共交通に関する利用動向調査を行うことといたしました。

この調査は、留萌管内にお住まいの方の中から、全体で2,300世帯を無作為に抽出して配付し、ご協力をいただいております。

ご記入いただいた内容は、すべて統計的に処理し、個人に関する情報を公開するなど、本調査以外の目的で使用することはありません。

皆様におかれましては、ご多用中とは存じますが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、アンケートへの回答は、**調査用紙に記入いただき、この案内文と合わせ、郵便ポスト等へ投函**いただくか、右のQRコードから**回答**いただきますよう重ねてお願い申し上げます。なお、**回収期日：9月18日（日）まで**となっております。

◆お問合せ先◆ お問合せは実施機関をお願いします。

実施機関：株式会社シン技術コンサル 技術第3部 担当 榊原・加藤

札幌市白石区栄通2丁目8-30 Tel 011-859-2604

調査主体：北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会 事務局（北海道留萌振興局） 担当 祝井
留萌市住之江町2丁目1-2 Tel 0164-42-8425



調査票への記入にあたって

- ①QRコードから回答いただく場合、「本紙右上の番号の入力」が必要となります。
※QRコードと郵送の重複を避けるため、個人を特定するものではありません。
- ②質問には、「世帯で回答いただくもの」と、「最大3名まで回答いただくもの」がございます。
「世帯で回答いただくもの」は、アンケートにご記入される回答者様だけのお考えでなく、世帯で話し合われて回答いただきますようお願いいたします。
「最大3名まで回答いただくもの」は、ご家族で**16歳（高校生）以上の方が対象**で、ご家族が4名以上いらっしゃる場合、**65歳以上の方、学生の方**について回答いただきますようお願いいたします。
また世帯主のみの場合は「二人目」の欄は空欄（無回答）、ご家族が2人の場合は「三人目」の欄は空欄（無回答）をお願いします。
- ③質問のうち、「一つに○」は、選択肢から一つ、「三つ以内に○」は、選択肢から該当するものを三つ以内で選択して回答ください。
「指定数を超えて選択」されると、貴重なご回答が「無効」となりますので、ご注意ください。
- ④回答は、この調査用紙で回答される場合、**鉛筆またはボールペンで該当番号を○で囲む、若しくは回答欄に数字を記入し、返信用封筒に封印してポストに投函**ください。

【記入例】 ①留萌市 ②利用していない

問1 ご自身、ご家族のことについてお答えください。

Q1. 居住地域をお答えください。(一つに○)

①留萌市	②増毛町	③小平町 (鬼鹿地区)	④小平町 (その他の地区)
⑤苫前町 (古丹別地区)	⑥苫前町 (その他の地区)	⑦羽幌町	
⑧初山別村	⑨遠別町	⑩天塩町	

Q2. 最寄りのバス停は歩いて行こうと思える所にありますか。(一つに○)

①ある	②ない	③バス停はないがデマンドバスが家の前に来る
-----	-----	-----------------------

Q3. ご家族全員の人数と、年齢構成別の人数等をお答えください。(数字を記入してください)

●ご家族全員であなたを含め 人

●内訳

0～6歳	<input type="text"/> 人	7～15歳	<input type="text"/> 人	16～18歳	<input type="text"/> 人
19～39歳	<input type="text"/> 人	40～64歳	<input type="text"/> 人	65～74歳	<input type="text"/> 人
75歳以上	<input type="text"/> 人	↓いずれかに「○」			

ご自身で車を運転することが困難な方はいらっしゃいますか。 いる ・ いない

★以下の質問は16歳以上の方が対象です。ご家族で最大3人までお答えください。対象の方が4人以上いらっしゃる場合、65歳以上の方、高校生以上の学生の方についてお答えください。

Q4. 「年齢」をお答えください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①16～18歳 ②19～29歳	①16～18歳 ②19～29歳	①16～18歳 ②19～29歳
③30～49歳 ④50～64歳	③30～49歳 ④50～64歳	③30～49歳 ④50～64歳
⑤65～74歳 ⑥75～84歳	⑤65～74歳 ⑥75～84歳	⑤65～74歳 ⑥75～84歳
⑦85歳以上	⑦85歳以上	⑦85歳以上

Q5. 「性別」をお答えください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①男 ②女	①男 ②女	①男 ②女

Q6. あなたは自動車運転免許証をお持ちですか。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①持っている	①持っている	①持っている
②持っていない ⇒Q9へ	②持っていない ⇒Q9へ	②持っていない ⇒Q9へ

Q 7. 普段、運転できる車をお持ちですか。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①持っている	①持っている	①持っている
②持っていない ⇒Q9 へ	②持っていない ⇒Q9 へ	②持っていない ⇒Q9 へ

Q 8. Q 7で「普段、運転できる車を持っている」と回答した方に、現在の運転についてお聞きします。(Q 6で「自動車運転免許証を持っていない」を回答した方、またQ 7で「普段、運転できる車を持っていない」を回答した方は「Q 9」へ)

Q 8-1. 自家用車をご利用される一番の理由を選択肢の中からお答えください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①いつでも利用できる	①いつでも利用できる	①いつでも利用できる
②公共交通より交通費が安価	②公共交通より交通費が安価	②公共交通より交通費が安価
③家族連れ等で乗車できる	③家族連れ等で乗車できる	③家族連れ等で乗車できる
④荷物を気にせず移動できる	④荷物を気にせず移動できる	④荷物を気にせず移動できる
⑤歩かなくても良いこと	⑤歩かなくても良いこと	⑤歩かなくても良いこと
⑥あまり天候に影響されない	⑥あまり天候に影響されない	⑥あまり天候に影響されない

Q 8-2. 何歳くらいまで自分で運転したいと考えていますか。また、今後運転が困難になった場合の移動についてどのように考えていますか。

(年齢記入し、一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
() 歳まで運転する 【運転が困難になった場合】	() 歳まで運転する 【運転が困難になった場合】	() 歳まで運転する 【運転が困難になった場合】
①バスなどの公共交通に頼る	①バスなどの公共交通に頼る	①バスなどの公共交通に頼る
②家族・知人に送迎してもらう	②家族・知人に送迎してもらう	②家族・知人に送迎してもらう
③長い距離の移動が必要のない市街地などに引っ越す	③長い距離の移動が必要のない市街地などに引っ越す	③長い距離の移動が必要のない市街地などに引っ越す
④その他 ()	④その他 ()	④その他 ()

Q 8-3. 運転に不安を持つ時がありますか。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①いつも不安(Q8-5 へ)	①いつも不安(Q8-5 へ)	①いつも不安(Q8-5 へ)
②冬や長距離の運転が不安(Q8-4 へ)	②冬や長距離の運転が不安(Q8-4 へ)	②冬や長距離の運転が不安(Q8-4 へ)
③不安はない(Q8-5 へ)	③不安はない(Q8-5 へ)	③不安はない(Q8-5 へ)

Q 8-4. Q 8-3で「冬や長距離の運転が不安」を回答した方へ、不安の内容をお聞きします。

(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①冬と長距離の両方の運転が不安 ②冬の運転が不安 ③長距離の運転が不安	①冬と長距離の両方の運転が不安 ②冬の運転が不安 ③長距離の運転が不安	①冬と長距離の両方の運転が不安 ②冬の運転が不安 ③長距離の運転が不安

Q 8-5. もしもの時に事故を回避できる自信がありますか。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①自信がある ②自信がない	①自信がある ②自信がない	①自信がある ②自信がない

Q 8-6. 65歳以上の方への質問です。(65歳未満の方は問2Q11へお進みください。)

免許証返納の特典等があれば、返納しやすくなりますか。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①返納しやすくなる ②少し返納しやすくなる ③あまり返納しやすくない ④全く返納しやすくない	①返納しやすくなる ②少し返納しやすくなる ③あまり返納しやすくない ④全く返納しやすくない	①返納しやすくなる ②少し返納しやすくなる ③あまり返納しやすくない ④全く返納しやすくない

⇒問2Q11へ

Q 9. Q 6で「自動車運転免許証を持っていない」を回答した方、またQ 7で「普段、運転できる車を持っていない」を回答した方にお聞きします。自分以外が運転する自家用車での移動状況を教えてください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①自分の希望に合わせて家族や知り合いに比較的自由に送迎してもらえる ②家族や知り合いに送迎してもらえる時もある ③車で移動する方法はない	①自分の希望に合わせて家族や知り合いに比較的自由に送迎してもらえる ②家族や知り合いに送迎してもらえる時もある ③車で移動する方法はない	①自分の希望に合わせて家族や知り合いに比較的自由に送迎してもらえる ②家族や知り合いに送迎してもらえる時もある ③車で移動する方法はない

Q 10. 固定電話、携帯電話(ガラケー)、スマートフォン(スマホ)をお持ちですか。

(該当するもの全てに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①世帯で固定電話を保有 ②携帯電話(ガラケー)を保有 ③スマートフォン(スマホ)を保有 ④いずれも保有していない	①世帯で固定電話を保有 ②携帯電話(ガラケー)を保有 ③スマートフォン(スマホ)を保有 ④いずれも保有していない	①世帯で固定電話を保有 ②携帯電話(ガラケー)を保有 ③スマートフォン(スマホ)を保有 ④いずれも保有していない

問2. 公共交通などによる日常的な外出についてお答えください。

Q11. 以下の公共交通手段の利用及び認知状況をお答えください。(一つに○)

公共交通手段	一人目の方	二人目の方	三人目の方
a) JR 留萌本線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
b) 沿岸バス 特急はぼろ号	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
c) 沿岸バス 特急ましけ号	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
d) 中央バス 高速るもい号	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
e) 沿岸バス・ 道北バス 留萌旭川線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
f) 沿岸バス 幌延留萌線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
g) 沿岸バス 留萌別荘線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
h) 沿岸バス 羽幌留萌線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
i) 沿岸バス 初山別留萌線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
j) 沿岸バス 豊富羽幌線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
k) 小平町 達布線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
l) 遠別町 清川線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない
m) 遠別町 上達別線	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない	①週に数回 ②月に数回 ③年に数回 ④利用なし ⑤運行していることを知らない

Q12. **先週1週間の外出状況**について、Q12-1からQ12-9をお答えください。

※外出していない日は、何も書かないでください

Q12-1. 該当する目的を選んで番号を回答欄に記入してください。
(複数回答可。ただし主な目的を先に記入)

「③通院」の帰りに「④買物」した

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		③④	⑥			④		⑤
回答欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

番号を選んで記載

●選択肢 (選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

- ①通勤 ②通学 ③通院・治療 ④買物・飲食 ⑤役所等の手続き
⑥レジャー・レクリエーション (スポーツ・散歩・温泉等) ⑦観光
⑧その他の私用 (趣味、友人宅等)

Q12-2. 家を出た時間と帰宅した時間を回答欄に記入してください。

8時に外出して12時に帰宅した

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		8～12時	10～17時	～時	～時	10～12時	～時	9～19時
回答欄	一人目の方	～時	～時	～時	～時	～時	～時	～時
	二人目の方	～時	～時	～時	～時	～時	～時	～時
	三人目の方	～時	～時	～時	～時	～時	～時	～時

Q12-3. 行先について、リストから行き先番号を選んで回答欄に番号を記入してください。
 行先が複数ある場合は、行った順に番号をお書きください。
 市町村名がないものは回答欄に直接、市町村名をお書きください。

「①留前市」の次に「⑫深川市」に寄った

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		①、⑪	②			②		④
回 答 欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

市町村名を記入する欄

【留前管内】

- ①留前市 ②増毛町
 ③小平町（鬼鹿地区） ④小平町（その他の地区）
 ⑤苫前町（古丹別地区） ⑥苫前町（その他の地区）
 ⑦羽幌町 ⑧初山別村 ⑨遠別町 ⑩天塩町

【その他】

- ⑪深川市 ⑫旭川市 ⑬滝川市 ⑭札幌市 ⑮石狩市
 ⑯稚内市 ⑰幌延町 ⑱豊富町 ⑲中川町
 その他（直接、市町村名をお書きください）

Q12-4-1. 「行き」(最初に行った行先へ)は、どの交通手段を利用しましたか。

利用した順に交通手段の番号を回答欄に記入してください。

「⑩沿岸バス留前幌延線」と「⑤」JR留前本線」
を使って目的地に行った。

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		⑩⑤	②			⑩		⑤
回答欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

【複数の交通手段の回答例】 以下の場合、「⑩、⑤」を回答欄に記載



番号を選んで記載

●選択肢 (選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

- ①自家用車 (自分で運転) ②自家用車 (家族などによる送迎)
- ③タクシー ④JR函館本線 ⑤JR留前本線
- ⑥沿岸バス特急はぼろ号 ⑦沿岸バス特急ましけ号 ⑧中央バス高速のもい号
- ⑨沿岸バス・道北バス留前旭川線 ⑩沿岸バス幌延留前線 ⑪沿岸バス留前別荘線
- ⑫沿岸バス羽幌留前線 ⑬沿岸バス初山別留前線 ⑭沿岸バス豊富羽幌線
- ⑮小平町遠布線 ⑯遠別町清川線 ⑰遠別町上遠別線
- ⑱沿岸バス留前市内Aコース ⑲沿岸バス留前市内日東団地線 ⑳沿岸バス留前峰下線
- ㉑沿岸バス別荘雄冬線 ㉒沿岸バス上平古丹別線 ㉓沿岸バス羽幌古丹別線
- ㉔沿岸バス天塩更岸線 ㉕沿岸バス幌延天塩線 ㉖その他 (徒歩・自転車のみを含む)

Q12-4-2. Q12-4-1で⑥から㉖の「路線バス」をご記入した方への質問です。乗車した停留所と降車した停留所を、別紙のバス停留所リストから選んで番号をお書きください。(バス停留所リストから番号を選んで記入)

		月		火		水		木		金		土		日	
		乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降
回答例		110	10												
回答欄	一人目の方														
	二人目の方														
	三人目の方														

Q12-5-1. 「帰り」(最後に行った行先からご自宅へ)は、どの交通手段を利用しましたか。利用した順に交通手段の番号を回答欄に記入してください。

「⑤」JR留萌本線と「⑩」沿岸バス留萌幌延線を
使って自宅に帰った。

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		⑤⑩	②			⑩		⑤
回答欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

【複数の交通手段の回答例】以下の場合、「⑤」、「⑩」を回答欄に記載



番号を選んで記載

- 選択肢 (選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)
- ①自家用車(自分で運転) ②自家用車(家族などによる送迎)
 - ③タクシー ④JR函館本線 ⑤JR留萌本線
 - ⑥沿岸バス特急はぼろ号 ⑦沿岸バス特急ましけ号 ⑧中央バス高速るもい号
 - ⑨沿岸バス・道北バス留萌旭川線 ⑩沿岸バス幌延留萌線 ⑪沿岸バス留萌別荘線
 - ⑫沿岸バス羽幌留萌線 ⑬沿岸バス初山別留萌線 ⑭沿岸バス豊富羽幌線
 - ⑮小平町遠布線 ⑯遠別町清川線 ⑰遠別町上遠別線
 - ⑱沿岸バス留萌市内Aコース ⑲沿岸バス留萌市内日東団地線 ⑳沿岸バス留萌峰下線
 - ㉑沿岸バス別荘雄冬線 ㉒沿岸バス上平古丹別線 ㉓沿岸バス羽幌古丹別線
 - ㉔沿岸バス天塩更岸線 ㉕沿岸バス幌延天塩線 ㉖その他(徒歩・自転車のみを含む)

Q12-5-2. Q12-5-1で⑥から㉖の「路線バス」をご記入した方への質問です。乗車した停留所と降車した停留所を、別紙のバス停留所リストから選んで番号をお書きください。(バス停留所リストから番号を選んで記入)

		月		火		水		木		金		土		日	
		乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降
記入例		10	110												
回答欄	一人目の方														
	二人目の方														
	三人目の方														

Q12-6. Q12-4-1、Q12-5-1の交通手段で「①」、「②」の自家用車をご記入した方への質問です。バスより少し高い運賃で、ご自宅と目的地の間を直接結ぶ公共交通が運行する場合、この公共交通に変えてみても良い曜日はありますか。変えてみても良いと考える曜日に「○」をお書きください。

「自家用車」から「公共交通」の利用に変えてもいい

		月	火	水	木	金	土	日
記入例			○					
回答欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

Q12-7. 公共・公益施設に行かれた方は、該当する番号を回答欄に記入してください。選択肢に無い場合、直接回答欄に施設名をお書きください。

「留萌市立病院」の後、「マックスバリュ留萌店」に行った

		月	火	水	木	金	土	日
記入例		A-1、C-1	C-4			C-1		
回答欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

● 選択肢（選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。）

番号を選んで記

A 病院	A-1 留萌市立病院	A-2 荻野病院（留萌）	A-3 留萌記念病院
	A-4 北海道立羽幌病院	A-5 加藤病院（羽幌町）	A-6 遠別町立国保病院
	A-7 天塩町立国保病院		
B 高校	B-1 北海道留萌高等学校	B-2 北海道苫前商業高等学校	
	B-3 北海道羽幌高等学校	B-4 北海道遠別農業高等学校	
	B-5 北海道天塩高等学校		
C 商業	C-1 マックスバリュ留萌店	C-2 コープさっぽろるもい店	
	C-3 Aコープるもいビジネス店	C-4 チュウオウスーパー増毛店	
	C-5 Aマートこたんべつ店	C-6 DZ マート羽幌店	
	C-7 コープさっぽろはぼろ店	C-8 ホクレンショップ FoodFarm 羽幌店	
	C-9 チューオウスーパー遠別店	C-10 Aコープえんべつ店	
	C-11 チューオウスーパー天塩店		

Q12-8. 通院、買物で大きな施設に行く場合、行かれる施設名をお答えください。Q12-7の選択肢に該当する施設がある場合は、番号を選んで記入、選択肢に施設が無い場合、回答欄に直接施設名と市町村名をお書きください。

(行かれる大きな「医療施設」と「商業施設」について、一つ回答)

		医療施設	商業施設
記入例		旭川医科大学病院 (旭川市)	C-1
回答欄	一人目の方		
	二人目の方		
	三人目の方		

問3. 今後の公共交通への要望等についてお答えください。

Q13. 自家用車に頼らない生活を送る時、公共交通はどうあって欲しいですか。

選択肢から番号を選んで回答欄にお書きください。(一つ選んで番号を記入)

		一人目の方	二人目の方	三人目の方
回答欄				

番号を選んで記載

● 選択肢 (選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

- ① 自家用車の利便性と同じくらい、自由に行きたいところに行けるような公共交通 (運賃はタクシーの運賃程度)
- ② 自家用車の利便性よりは低下するものの、現在の路線バスより利便性が高い公共交通 (運賃は路線バスとタクシーの中間程度)
- ③ 現在の路線バスと同じくらいの利便性で充分 (運賃は路線バスの運賃)

Q14. 新型コロナウイルス感染症拡大前 (2019年12月以前) との外出状況の違いや、新型コロナウイルスが収束した後、公共交通の利用を促進するための有効な方策についてお答えください。

Q14-1. 感染拡大前と比べて公共交通の利用頻度はどのようになりましたか。選択肢から番号を選んで回答欄にお書きください。(一つ選んで番号を記入)

		一人目の方	二人目の方	三人目の方
回答欄				

番号を選んで記載

● 選択肢 (選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

- | | | |
|--|------------------|--------|
| ①公共交通の利用頻度が減った | ③公共交通の利用頻度は変わらない | } Q15へ |
| ②公共交通の利用頻度が増えた | | |
| ④コロナ前と現在で生活が変わったため、比較できない
(転居・転勤・転職・進学など) | | |

Q14-2. 感染拡大前と比べて「公共交通の利用頻度が減った」をお答えの方への質問です。外出そのものが減りましたか。それとも公共交通以外の交通手段に変わりましたか。選択肢から番号を選んで回答欄にお書きください。(一つ選んで番号を記入)

	一人目の方	二人目の方	三人目の方
回答欄			

番号を選んで記載

●選択肢 (選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

- ①外出そのものが減った
- ②「自家用車(自分で運転)」に変わった
- ③「自家用車(家族などによる送迎)」に変わった
- ④「徒歩」に変わった
- ⑤「自転車・バイク」に変わった
- ⑥その他

Q14-3. 新型コロナウイルスが収束した後、公共交通の利用を促進するための有効な方策についてお答えください。選択肢から番号を選んで回答欄にお書きください。(3つまで選んで番号を記入)

	ご家族で相談してお答えください (3つ以内)
回答欄	

番号を選んで記載

●選択肢 (選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

- ①混乱が収まれば、以前の状態に戻るなので何の対策を講じなくても良い
- ②公共交通の利用を格安で利用できる期間を設けて、以前の利用を呼び戻す
- ③複数人が乗り合う従来の輸送方法から、少人数による輸送方法に変える
- ④最先端技術を駆使して公共交通利用の混雑状況を見える化する
- ⑤公共交通の利用は健康づくりや環境(エコ)に寄与することを情報発信する
- ⑥自動運転バスを運行するなど自動運転技術を推し進める
- ⑦QRコードやタッチ決済、顔認証などの新たな決済手段を導入する
- ⑧AIを用いた自宅前送迎の交通手段を導入する
- ⑨シェアサイクルや電動キックボードと公共交通の組合せにより利用促進する
- ⑩例えば半年間の定期代により通年で乗車できる年間パスポート券を導入する
- ⑪その他 ()

Q15. 留萌管内の公共交通についての質問です。

Q15-1. 路線バスの利用について該当するものをお答えください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①現在利用していて、 今後も利用する	①現在利用していて、 今後も利用する	①現在利用していて、 今後も利用する
②現在利用しているが、 今後は利用しない	②現在利用しているが、 今後は利用しない	②現在利用しているが、 今後は利用しない
③現在利用していないが、 今後は利用する	③現在利用していないが、 今後は利用する	③現在利用していないが、 今後は利用する
④現在利用しておらず、 今後も利用しない	④現在利用しておらず、 今後も利用しない	④現在利用しておらず、 今後も利用しない

Q15-2. 路線バスの満足度についてお答えください。ご家族で相談してそれぞれの項目に対して該当する満足度の番号に○を付けてください。

(項目ごとに番号を一つ選んで○)

項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
記載例	1	2	3	4	0
a) バスの便数	1	2	3	4	0
b) 始発時刻	1	2	3	4	0
c) 最終時刻	1	2	3	4	0
d) バスに乗っている時間の長さ	1	2	3	4	0
e) 運賃	1	2	3	4	0
f) 自宅と停留所間の距離	1	2	3	4	0
g) 目的地と停留所間の距離	1	2	3	4	0
h) 停留所の待合い環境	1	2	3	4	0
i) 車両への乗り降りしやすさ	1	2	3	4	0
j) バスルートの分かりやすさ	1	2	3	4	0
k) 総合評価	1	2	3	4	0

Q15-3. 電話などで予約すると、小型バスが自宅近くまで来てくれて、市町村内や近隣市町村の病院やスーパーなどの施設まで直接運行する公共交通があれば利用されますか。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①既に利用している } Q15-4へ	①既に利用している } Q15-4へ	①既に利用している } Q15-4へ
②利用すると思う } Q15-6へ	②利用すると思う } Q15-6へ	②利用すると思う } Q15-6へ
③利用しないと思う } Q15-6へ	③利用しないと思う } Q15-6へ	③利用しないと思う } Q15-6へ
④わからない } Q15-6へ	④わからない } Q15-6へ	④わからない } Q15-6へ

注意) この質問はニーズを把握することだけを目的に行うものです。

Q15-4. Q15-3で「①既に利用している」と「②利用すると思う」をお答えの方への質問です。どのぐらいの頻度でご利用していますか(されますか)。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①週に5日以上	①週に5日以上	①週に5日以上
②週に3、4日	②週に3、4日	②週に3、4日
③週に1、2日	③週に1、2日	③週に1、2日
④月に数回程度	④月に数回程度	④月に数回程度
⑤年に数回程度	⑤年に数回程度	⑤年に数回程度

Q15-5. Q15-3の小型バスが近隣市町村まで運行し、このバスが路線バスと比較して以下の金額分が高くなる場合、利用されますか。(それぞれ一つに○)

路線バスより高くなる金額	回答欄 (ご家族で相談してお答えください)	
200円	①利用する	②利用しない
400円	①利用する	②利用しない
600円	①利用する	②利用しない
800円	①利用する	②利用しない
1000円	①利用する	②利用しない

Q15-6. 今後の公共交通を維持するための方針について、あなたの考えをお答えください。
 (それぞれの項目で最も当てはまる数字1つに○を付けてください)(ご家族で相談してお答えください)

公共交通の維持方針	理解できる	やや理解できる	あまり理解できない	まったく理解できない
①運行にかかる経費を税金等から補填し、現在のサービスを維持する	1	2	3	4
②利用料金の値上げを行い、現在のサービスを維持する	1	2	3	4
③運行回数を減らして運行経費を抑える	1	2	3	4
④利用者がいない運行がないように、乗車予約による運行を行う	1	2	3	4
⑤効率的な運行とするために、乗り継ぎを含めた運行を行う	1	2	3	4
⑥長大なバス路線を分割化して、利用者のニーズに合った運行時刻に見直す	1	2	3	4
⑦運賃は高くなるが車両を小型化して、自宅前送迎などきめ細かなサービスをする	1	2	3	4

Q16. その他のサービスについての質問です。

Q16-1. 仮に9時から15時までの時間帯について、ご自宅と市町村間を運行する路線バス停留所や、お住まいの地域の病院、スーパー等との間を直接アクセスできる公共交通があると仮定します。この公共交通が月3,000円、あるいは月6,000円で利用できる場合、あなたは利用しますか。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①月6,000円であれば利用する	①月6,000円であれば利用する	①月6,000円であれば利用する
②月6,000円であれば利用しないが、3,000円であれば利用する	②月6,000円であれば利用しないが、3,000円であれば利用する	②月6,000円であれば利用しないが、3,000円であれば利用する
③6,000円、3,000円のいずれも利用しない	③6,000円、3,000円のいずれも利用しない	③6,000円、3,000円のいずれも利用しない

Q16-2. 沿岸バスを利用する場合の支払い方法について、該当するものに○を付けてください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①現金 ②定期券	①現金 ②定期券	①現金 ②定期券
③回数券 ④その他	③回数券 ④その他	③回数券 ④その他
⑤沿岸バスを利用していない	⑤沿岸バスを利用していない	⑤沿岸バスを利用していない

Q16-3. 10日間程度の往復運賃で1ヶ月間をとおして利用できる路線バスがあると仮定します。あなたはこの路線バスを利用しますか。

(一つに○)

一人目の方		二人目の方		三人目の方	
①利用する	②利用しない	①利用する	②利用しない	①利用する	②利用しない

注意) この質問はニーズを把握することだけを目的に行うものです。

【参考】沿岸バスの市町村間の定期代(1乗車当り、大人料金)

単位: 円

留萌駅前	小平中央	苫前上町	道立羽幌病院	初山別	遠別	天塩	主要な停留所
430	乗継ぎ						旧増毛駅
	300	1,100	1,260	1,730	2,100	2,510	留萌駅前
		920	1,100	1,470	1,890	2,300	小平中央
			300	830	1,200	1,620	苫前上町
				690	1,100	1,410	道立羽幌病院
					570	1,020	初山別
						470	遠別

Q16-4. 道の駅等にて自家用車からバスに乗り換え(パーク&バスライド)、目的地まで行くことができ、かつ道の駅等で食事や温泉利用が格安になるなどのサービスが受けられると仮定します。あなたは、パーク&バスライドを利用しますか。

(一つに○)

一人目の方		二人目の方		三人目の方	
①利用する	②利用しない	①利用する	②利用しない	①利用する	②利用しない

注意) この質問はニーズを把握することだけを目的に行うものです。

Q16-5. ご家族の中に、これから就職や転職をお考えの方がいらっしゃる場合の質問です(該当しない場合はQ16-6へ)。バス会社では運転手のなり手不足により運転手が不足する状況で、現在の運行便数の確保が難しい状況となっています。就職等をお考えの方がバス運転手として就業する場合、バス会社がどのような支援策を講じていると就職を考えますか。(3つ以内を○で囲んでください)

回 答 欄 (ご家族で相談してお答えください)

①大型二種免許取得費補助	②健康管理等の配慮
③短時間勤務など勤務体系の運用	④研修制度の充実
⑤更衣室・トイレなど設備面の整備	⑥就職説明会の実施
⑦産休・育休などの休暇制度の実施	⑧職場見学会の実施
⑨育児・家事と仕事の両立に対する職場の理解	⑩バス会社の魅力のPR
⑪学校訪問	⑫運転体験会の実施
	⑬インターンシップ(企業体験)
⑭いずれの対策も就職は難しい	

Q16-6. バスなど公共交通にあると便利なサービス等についてお答えください。

(3つ以内を○で囲んでください)

回 答 欄 (ご家族で相談してお答えください)

- ①商店・店舗と連携して、バスの利用に応じた買物や飲食の割引サービス
- ②市町村内の公共交通と市町村間の公共交通の接続、乗継ぎしやすさ
- ③バスに乗車するごとにポイントが貯まるサービス
- ④スマートフォンで、今バスがどこを運行しているか把握できるサービス
- ⑤店舗や病院等にモニターを設置して、バスがどの辺りを動いているか、何分後に到着するかが分かるサービス
- ⑥店舗や病院等の一角にバスなどを待てる休憩室の確保
- ⑦バスの乗り方がよくわからないので、バスの乗り方教室などを開催する
- ⑧市町村内の公共交通と市町村間の公共交通の運行内容や接続時刻がわかる公共交通利用パンフレット
- ⑨その他 ()

問4. その他、公共交通についてご意見等がありましたら、お書きください。

調査へのご協力、ありがとうございました。

○調査員記載（ヒアリング票裏面）

バス路線名	①沿岸バス幌延留萌線	②沿岸バス留萌別荘線
	③沿岸バス羽幌留萌線	④沿岸バス初山別留萌線
	⑤沿岸バス豊富羽幌線	⑥小平町達布線
	⑦遠別町清川線	⑧遠別町上遠別線
往路・復路	往路 ・ 復路	
始発時刻	_____時_____分	
回答者性別 (見た目)	男性 ・ 女性	

自由記載（乗客からの意見・その他調査員が感じたこと）

(別紙1) 「お住まい」の選択肢

- | | | | |
|--------------------|---------------|---------------|------|
| ①留萌市 | ②増毛町 | | |
| ③小平町 (鬼鹿地区・鬼鹿田代地区) | | ④小平町 (その他の地区) | |
| ⑤苫前町 (古丹別地区) | ⑥苫前町 (その他の地区) | | |
| ⑦羽幌町 | ⑧初山別村 | ⑨遠別町 | ⑩天塩町 |
| ⑪その他 (直接記入) | | | |

(別紙2) 「公共・公益施設」の選択肢

A 病院	A-1 留萌市立病院 A-4 北海道立羽幌病院 A-7 天塩町立国保病院	A-2 荻野病院 (留萌) A-5 加藤病院 (羽幌町) その他の病院 (直接記入)	A-3 留萌記念病院 A-6 遠別町立国保病院
B 高校	B-1 北海道留萌高等学校 B-3 北海道羽幌高等学校 B-5 北海道天塩高等学校	B-2 北海道苫前商業高等学校 B-4 北海道遠別農業高等学校 その他の高校 (直接記入)	
C 商業	C-1 マックスバリュ留萌店 C-3 Aコープるもいルピナス店 C-5 Aマートこたんべつ店 C-7 コープさっぽろはぼろ店 C-9 チューオースーパー遠別店 C-11 チューオースーパー天塩店	C-2 コープさっぽろるもい店 C-4 チューオースーパー増毛店 C-6 DZ マート羽幌店 C-8 ホクレンショップ FoodFarm 羽幌店 C-10 Aコープえんべつ店 その他のスーパー (直接記入)	

※職場 (会社) 等は記載不要

(別紙3) 「乗継ぎ公共交通手段」の選択肢

- | | |
|----------------|------------------|
| ① J R 留萌本線 | |
| ② 沿岸バス特急はぼろ号 | ③ 沿岸バス特急ましげ号 |
| ④ 中央バス高速るもい号 | ⑤ 沿岸バス・道北バス留萌旭川線 |
| ⑥ 沿岸バス幌延留萌線 | ⑦ 沿岸バス留萌別茹線 |
| ⑧ 沿岸バス羽幌留萌線 | ⑨ 沿岸バス初山別留萌線 |
| ⑩ 沿岸バス豊富羽幌線 | ⑪ 小平町達布線 |
| ⑫ 遠別町清川線 | ⑬ 遠別町上遠別線 |
| ⑭ 沿岸バス留萌市内Aコース | ⑮ 沿岸バス留萌市内日東団地線 |
| ⑯ 沿岸バス留萌峠下線 | ⑰ 沿岸バス別茹雄冬線 |
| ⑱ 沿岸バス上平古丹別線 | ⑲ 沿岸バス羽幌古丹別線 |
| ⑳ 沿岸バス天塩更岸線 | ㉑ 沿岸バス幌延天塩線 |

③来訪者 Web アンケート調査票

■来訪者 Web アンケート調査

(1) 個人属性

①過去5年以内に北海道留萌管内を訪れましたか。(一つを回答)

訪れた 訪れていない

②お住まい(一つを回答)

北海道留萌管内 その他の北海道内 北海道外

③性別(一つを回答)

男性 女性

④年齢(一つを回答)

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上

(2) 来訪実態

①来訪月

直近で北海道留萌管内は何月に訪れましたか。(一つを回答)

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

②来訪目的

①で訪れた時の主な来訪目的をお答えください。(一つを回答)

ビジネス 観光 帰省 その他

③観光目的で来訪した方への質問です。どのような観光を体験されましたか。

(該当するもの全て回答)

歴史・文化 自然・アウトドア 産業(漁業、酪農等) 食文化 その他

④来訪市町村

①で訪れた時に来訪した市町村をお答えください。

(来訪した全ての市町村を回答)(通過のみを除く)

留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町

⑤来訪頻度

過去5年以内に北海道留萌管内に来訪した回数をお答えください。(一つを回答)

1回 2回 3回 4回 5回 6回 7回 8回 9回 10回以上

(3) 公共交通のニーズ把握

①利用交通手段

北海道留萌管内を訪れた時の利用交通手段をお答えください。(該当するものを全てを回答)

自家用車 レンタカー タクシー・ハイヤー 鉄道 高速バス 路線バス 貸切バス
その他

②公共交通を利用しない理由

①で「鉄道」「高速バス」「路線バス」を回答しなかった方への質問です。これらの交通手段を利用しない理由をお答えください。(最も当てはまるものを一つを回答)

どのような公共交通が運行しているかが分からないため
自家用車やレンタカーなど他の交通手段の方が便利のため
運行便数が少ないため 公共交通機関同士の接続が分からないため
目的地へ行くことができるか不安なため 運賃が分からないため
その他

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

資料 1-2 北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。
- 3 前条各号に掲げる事業の実施に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名
- 2 会長は、北海道留萌振興局地域創生部長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
- 7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - (5) 協議会の解散に関する事項
 - (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。

- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

（分科会）

第8条第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、第6条の規定に準じて会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第10条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者、第7条に規定する幹事会に出席した者及び第8条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4条第3項の規定により置かれたオブザーバーも、同様とする。

（事務局）

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北海道留萌振興局地域創生部地域政策課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、北海道留萌振興局地域創生部地域政策課主幹（地域調整）をもって充てる。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

（1）総会の運営に関する業務

（2）協議会の経費の執行及び管理に関する業務

（3）文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務

6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務）

- 第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会が解散した場合の措置)
- 第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。
- 2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。
(剰余金等の処理)
- 第14条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
- 2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
(事故の処理)
- 第15条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
(委任)
- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和4年4月22日から施行する。

別表(第4条、第7条関係)

【委員】

役職	組織名	役職名等		
		協議会	路線バス分科会	
会長	北海道留萌振興局	地域創生部長	地域創生部長	
副会長	留萌市	地域振興部政策調整課長	地域振興部政策調整課長	
	増毛町	町民課長	町民課長	
	小平町	企画振興課長	企画振興課長	
	苫前町	総合政策室長	総合政策室長	
	監事	羽幌町	町民課長	町民課長
		初山別村	企画振興室長	企画振興室長
		遠別町	住民課長	住民課長
監事	天塩町	総務課長	総務課長	
	北海道旅客鉄道株式会社	総合企画本部地域交通改革部長		
	沿岸バス株式会社	営業課長	営業課長	
	てんてつバス株式会社	代表取締役		
	北海道中央バス株式会社	滝川営業所長		
	一般社団法人旭川地区ハイヤー協会留萌部会	会長		
	国土交通省北海道開発局留萌開発建設部	道路計画課長		
	北海道留萌振興局留萌建設管理部事業室	地域調整課長		
	北海道警察旭川方面本部	交通課警部		
	旭川運輸支局	首席運輸企画専門官		

【オブザーバー】

役職	組織名	協議会	路線バス分科会
オブザーバー	豊富町	町民課長	
オブザーバー	幌延町	企画政策課長	
オブザーバー	羽幌沿海フェリー株式会社	業務部長	

【事務局】

役職	組織名	協議会	路線バス分科会
事務局長	北海道留萌振興局	地域創生部地域政策課主幹(地域調整)	地域創生部地域政策課主幹(地域調整)
事務局	北海道留萌振興局	地域創生部地域政策課主査(地域創生)	地域創生部地域政策課主査(地域創生)

資料 1-3 北海道留萌地域公共交通活性化協議会の開催経緯

回数	開催方式	開催日時	議 題
R4 第 1 回 協議会	書面開催	2022(令和 4)年 4 月 20 日	・協議会設置、事業計画及び収支予算の決定等
R4 第 2 回 協議会	オンライン 開催	2022(令和 4)年 8 月 3 日	・分科会の設置について ・オブザーバーの追加について ・計画策定における今後のスケジュールについて ・地域の概況について ・アンケート調査について
R4 第 1 回 分科会	対面開催	2022(令和 4)年 9 月 27 日	・バス乗降調査結果概要についての報告 ・北海道留萌管内地域公共交通計画の策定における各路線バス現況調査について(とりまとめ)の報告 ・管内路線バスの方向性の検討について
R4 第 2 回 分科会	オンライン 開催	2022(令和 4)年 11 月 18 日	・地域公共交通実態調査及び住民アンケート等各種調査結果についての報告 ・各市町村及び沿岸バス(株)との意見交換の結果についての報告 ・北海道留萌管内地域公共交通計画構成案及び今後のスケジュール
R4 第 3 回 協議会	オンライン 開催	2022(令和 4)年 11 月 28 日	・地域公共交通実態調査及び住民アンケート等各種調査結果についての報告 ・分科会での検討状況についての報告 ・北海道留萌管内地域公共交通計画構成案及び今後のスケジュールについて ・北海道留萌管内地域公共交通計画原案たたき台(第1章から第3章)について
R4 第 3 回 分科会	オンライン 開催	2023(令和 5)年 1 月 20 日	・北海道留萌管内地域公共交通計画 原案について
R4 第 4 回 協議会	オンライン 開催	2023(令和 5)年 1 月 30 日	・北海道留萌管内地域公共交通計画 原案について
R5 第 1 回 分科会	対面開催	2023(令和 5)年 4 月 19 日	・北海道留萌管内地域公共交通計画 素案について
R5 第 1 回 協議会	対面開催	2023(令和 5)年 4 月 27 日	・北海道留萌管内地域公共交通計画 素案について
R5 第 2 回 協議会	オンライン 開催	2023(令和 5)年 6 月 23 日	・北海道留萌管内地域公共交通計画の承認 ・令和 4 年度事業報告及び決算 ・令和 5 年度事業計画及び予算